## 庄原市広告募集等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、庄原市広告掲載要綱(平成18年庄原市告示第127号)(以下「要綱」という。)に規定する基準として定めるものであり、各広告媒体の募集要項は、この基準に基づき定めるものとする。

(広告募集方法及び広告料の基本的な考え方)

第2条 広告募集方法及び広告料は、要綱第1条に規定する目的の「地域経済の活性化」 に資するため、広告掲載対象者として市内事業者を優先するとともに民間事業者が運 営する同様の広告媒体に比べ安価な広告料を設定するものとする。

(広告掲載事業者を選定する場合の基本的な考え方)

第3条 広告掲載事業者を選定する場合には、前条の規定に基づき市内事業者を優先するものとする。ただし、市内事業者から応募が無かった場合もしくは掲載枠に余裕がある場合は、市外事業者も掲載できるものとする。

(広告掲載事業者を選定する場合の優先順位)

- 第4条 広告掲載希望事業者が多数の場合は、次に掲げる各号の順を優先順位とし、決 定する。
- (1) 市内に本社等が所在する事業者
- (2) 市内に支店及び営業所等が所在する事業者
- (3) 市外の事業者
- 2 前項の各号に規定する条件で、同じ条件の事業者から複数の広告掲載希望があった 場合は、広告掲載申込書の提出の先着順により広告掲載事業者を決定する。
- 3 広告掲載料の提示金額の多寡で広告掲載を決定する場合においても第1項の規定に 基づく優先順位を適用するものとし、仮に市外の事業者が市内事業者より高額の金額 を提示した場合でも市内業者を優先するものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この基準は、平成20年12月17日から施行する。